

障害等のある志願者に対する受検上の配慮について

- 全日制課程、定時制課程及び通信制課程の入学者選抜では、障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある志願者に対し、出身中学校長から志願先の高等学校長に提出された「受検上の配慮に関する申請書」に基づき、教育委員会が必要な調整を行った上で、座席の移動や別室での受検、補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用、個人面接など、志願者の状況に応じて受検上の配慮がなされます。

また、「受検上の配慮に関する申請書」を提出する志願者のうち希望する人は、出願の際に「自己申告書B」を提出することができます。これは、志願者一人一人の中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などをより適切に評価するためのものです。

- 中学校に在籍している人は、中学校の先生とよく相談をした上で手続きを進めてください。

中学校を既に卒業されている場合は、高等学校教育課まで御相談ください。

連絡先 愛知県教育委員会高等学校教育課
進路指導グループ

電話 052-954-6786